

# 町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

## 申告期間は 2月17日(月)～3月17日(月)

### 《確定申告と町県民税申告》

申告書の内容は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定資料にもなります。また、申告がない場合は、所得証明書等の発行ができませんのでご注意ください。  
※申告会場は次頁をご参照ください。



親族の対象に入っていない方は、町県民税の申告が必要となります。

### ●年金受給者の方の申告

社会保険料や生命保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除、医療費控除などの各種控除は反映されていません。各種控除を受ける場合には確定申告もしくは町県民税申告が必要です。

### 《申告の受付・相談》

※申告会場は、次頁を参照ください。  
●町県民税申告書  
前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方には2月初旬に送付します。また、申告が必要な方で、申告書がない場合は、町の申告会場に用意してあります。提出は、郵送でも受付ます。(控えが必要な方は、切手貼付のうえ返信用の封筒を同封してください。)

### ●確定申告書

国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署や町の申告会場でご用意してあります。

### ●確定申告書は、ご自宅のパソコンから簡単に作成できます

国税庁ホームページの画面案内に従って金額等を入力すれば、税額等が自動計算されます。簡単に作成でき、その申告書を印刷して提出できます。

### ▼国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」  
<http://www.rta.go.jp>

### ●確定申告電話相談センター

確定申告に関する相談は電話相談センターへ ☎(22)1400

### ▼期間 3月17日(月)まで

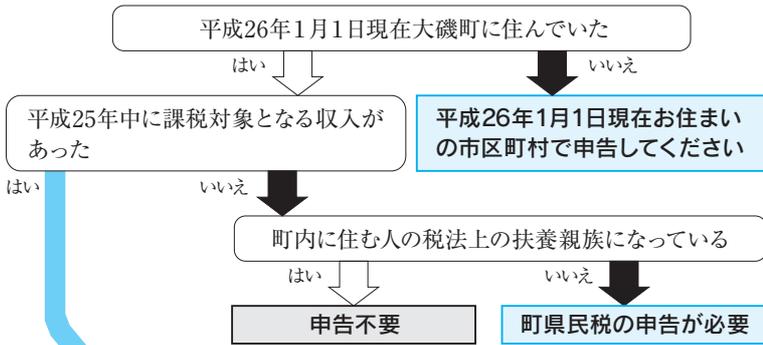
▼相談内容 所得税、個人事業者の消費税、贈与税等

### ■確定申告について

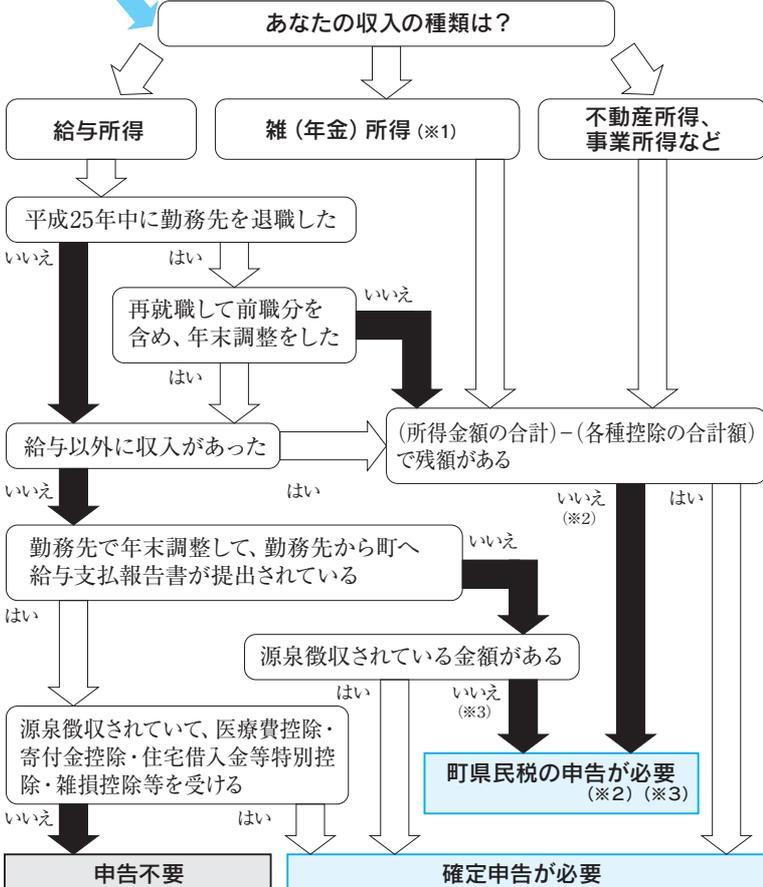
平塚税務署 ☎(22)1400

●町県民税について  
税務課 ☎内線253・254

## 次の方は申告が必要です！



## あなたはどの申告が必要？



(※1) 公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の場合には確定申告書を提出する必要はありません。  
(※2) 還付確定申告を受けられる場合あり (※3) 確定申告が必要になる場合あり  
【注意1】 医療費控除等の申告により、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。  
【注意2】 公的年金以外の所得が20万円以下で所得税の申告が不要な場合でも、町県民税の申告は必要です。  
【注意3】 公的年金等の源泉徴収票に記載されてある控除以外の各控除がある場合は町県民税の申告が必要です。